

市内テニスコートにおける強風時の無料キャンセル運用基準

※変更部分を下線で表示

1 目的

この基準は、清瀬市公園条例第 22 条および清瀬市コミュニティプラザ条例第 13 条ただし書に規定する還付の内、強風による無料キャンセルの運用基準を定めることを目的とする。

2 強風による無料キャンセルの基準

気象庁では平均風速 13m/s を超える風が吹くおそれがあると予想したときに強風注意報が発表されるが、軽いボールを扱うテニスという競技は、風速 5m/s 程度の風が吹いてもサーブのトスが流れ、ロブを上げると大きく影響を受けるなど、満足にプレーすることができない。これは雨天時と同様に、支払われた金額に見合うだけの利用ができないことから、下記の判断方法により対象施設における無料キャンセルを認める。

【参考】気象庁「警報・注意報発表基準一覧表(清瀬市)」

警報名	発令基準	内容
強風注意報	13m/s	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
強風警報	25m/s	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

3 対象施設

- (1)清瀬内山運動公園テニスコート
- (2)中央公園テニスコート
- (3)下清戸運動公園テニスコート
- (4)コミュニティプラザテニスコート

4 判断方法

利用者から風を理由としたキャンセルの連絡を受けた時に、現地において地面にボールを置き触れずにいてもボールが転がる程度の風(風速 5m/s 程度)が吹いている状況であることを施設管理者が確認した場合、もしくは施設管理者が気象庁のホームページより注意報・警報の発令状況を確認し、強風注意報が発令されていた場合は無料キャンセルの対象とし、希望があれば後日還付を行う。

5 対象期間

令和7年4月1日からとし、指定管理者との協議の中で定めるものとする。

6 キャンセルの方法

キャンセルを希望する利用者は、当日の利用開始時間までに、利用施設を管理する指定管理者へ申し出るものとする。

7 周知方法

市内運動施設を管轄する指定管理者は、強風時における無料キャンセルが可能な旨を、ポスター・ホームページ・窓口などで広く周知すること。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項においては、市と指定管理者の協議により定めるものとする。